

佐賀県告示第 483 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14 第 1 項の規定により、佐賀県は、神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合の行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を次の規約の定めるところにより受託する。

平成 29 年 7 月 18 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合と佐賀県との間の行政不服審査会の
事務の委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第 1 条 神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合(以下「甲」という。)は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)第 81 条第 1 項の機関に関する事務を佐賀県(以下「乙」という。)に委託する。

(委託事務の管理及び執行の方法)

第 2 条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程(以下「条例等」という。)の定めるところによるものとする。

(経費の支弁)

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担により乙が支弁するものとする。

2 前項の経費の負担に関しては、委託事務の管理及び執行に要した費用につき乙が精算した額を、乙の請求により甲が支払うものとする。

(決算の場合の措置)

第 4 条 乙は、地方自治法第 233 条第 6 項の規定により、決算の要領を公表し

たときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を甲に通知するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第 5 条 乙は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃したときは、これを書面で甲に通知するものとする。

(その他必要な事項)

第 6 条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、その都度甲と乙が協議して別に定めるものとする。

附 則

この規約は、公布の日から施行する。